

令和 5 年度 定期監査報告書

大津菊陽水道企業団監査委員
(令和 5 年 12 月)

大津菊陽水道企業団
企業長 金田 英樹 様
議会議長 山本 富二夫 様

大津菊陽水道企業団
監査委員 今村 昭彦
監査委員 吉村 恭輔

定期監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、令和 5 年度定期監査を実施したので同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

第 1 監査の概要

1. 監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第 4 項の規定による監査）

2. 監査を執行した監査委員

今村 昭彦 監査委員 吉村 恭輔 監査委員

3. 監査の期日、場所

- (1) 期 日 令和 5 年 11 月 28 日（火）～ 11 月 29 日（水）
- (2) 場 所 大津菊陽水道企業団会議室

4. 監査の対象

- (1) 令和 5 年度上半期における事務の執行状況
- (2) 財務及び経営に係る執行状況
- (3) その他（前年度監査に対する措置状況）

5. 提出書類

- (1) 業務概要（損益計算書、貸借対照表、収益費用明細書、資本的収支明細書）
- (2) 委託及び工事請負関係契約書等関係資料

- (3) 令和 5 年度上半期水道料金等収支状況
- (4) 各課事務分掌表、勤務関係資料（時間外勤務、年次有給休暇等）
- (5) 令和 4 年度監査指摘事項に対する措置状況

第 2 監査の基本方針及び着眼点

地方自治法及び地方公営企業法等関係法令等の規定に基づき、財務・経営及び事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、公営企業としての経済性の発揮及び公共の福祉に資する経営がなされているかを主眼とし、予め提出された監査資料、関係諸帳簿類及び関係職員からの聴取により予算の執行状況、事務事業の執行と管理運営、物品の出納保管状況等について確認する方法により、例月出納検査、決算審査の結果等も考慮に入れながら、令和 5 年 5 月 29 日に定めた「大津菊陽企業団監査等結果取扱基準」に準拠して監査を行なった。

第 3 監査の結果及び意見

令和 5 年度の定期監査は、総務課・営業課及び工務課の三課を対象に実施し、監査の結果、不適切な支出や法令等に反する事案はなく、監査の範囲内において財務及び事業の進捗等に関し概ね適切に執行され、また、公営企業としての経営状況も前年度を上回る状況にあり堅調に推移していることが認められた。

なお、昨年度の定期監査における指摘事項等への措置状況についても確認を行ったが、指摘事項等について各課において検討が進められた結果、一部の業務については改善の進展が認められたが、未着手の項目については更に事務の簡素効率化・業務の見直し等を図り、引き続き業務の改善に努めていただきたい。

おって、定期監査結果を踏まえた意見は、下記のとおりである。

記

地方自治法第 199 条第 10 項の規定に基づく意見

(1) 経営戦略の改定について

T S M C 及び関連企業等の進出に伴い人口の増加が見込まれることから、水道水需要の予測や水質の保全等の新たな取り組みが求められる。

水道事業は装置産業であり、新たな需要に対応するためには建設改良費等の初期投資額が多額となることから、的確な現状把握を行ったうえで、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化や経営の健全化を行うことが必要である。そのために、公営企業において中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」（令和 2 年 2 月策定）の改定により、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいただきたい。

(2) 経営の効率化について

公営企業は、水道料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割が求められる。

経営の効率化に向けた取り組みの一つとして「漏水防止対策」は有収率の向上など収支改善の重要なテーマと思われる。令和 4 年度決算値における企業団の管路の敷設延長は約 417 km であり、管路の老朽化の状況を表す「管路経年化率」は 7.83% と前年度から 0.5% 増加し老朽化が進んでいることから、人工衛星画像と AI を活用した漏水解析などの先進技術の導入により、経年劣化を見極め早期に施設の老朽化の状態を把握するなど計画的な施設更新や整備を検討いただきたい。

(3) 工事入札参加者資格審査格付要綱の一部見直しについて

水道工事等の入札参加資格については、『大津菊陽水道企業団工事入札参加者資格審査格付要綱』が平成 14 年 7 月 26 日制定され、その後、4 回の改正が行われ今日まで要綱等に沿って適正に執行されているところである。

決算審査及び定期監査の審査の中で、工事に係る工事材料等がウクライナ紛争等の影響による原油値上げ、人件費・輸送費等の値上げで前年度に比べ 20～30% 高騰している状況にある。このため、現行の要綱第 6 条及び別表で定める工事の「規模別等級表」の工事規模額を近隣自治体の対応を注視しながら要綱の一部改正について検討いただきたい。

なお、建設業法第 1 条では「建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等による工事の適正施工及び発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、公共の福祉の増進に寄与する」等の法の趣旨も踏まえ議論いただきたい。

(4) 職員の資格取得助成について

職員の自己啓発を積極的に促すため『大津菊陽水道企業団職員資格等取得助成金交付要綱』が令和 3 年 1 月 13 日制定され、要綱第 3 条及び第 4 条で対象資格と助成額が規定されており現状の対象資格は、中型自動車免許及びフォークリフトである。

企業団では地震や豪雨等の災害発生時の給水活動に対応するため「給水車」2 台を保有し、国や日本水道協会等を通じて被災地からの要請があれば現地へ応援給水に向かうことになっている。しかしながら、運転に必要な中型免許の取得教習はマニュアル車で行われるのに対し、オートマ車限定解除に係る助成が対象外となっており若年層職員の取得促進に支障をきたしている。ライフラインを維持するための給水活動は水道事業者の職務であり、全職員が給水車の運転・操作ができるよう要綱の見直しを行うとともに、派遣される職員への「災害出動手当」の新設についても検討いただきたい。

なお、職員の資格取得支援に当たっては、県内及び九州各県自治体並びに水道事業者の支援内容を参考に、工事監督等の業務に有効な資格取得を含めた助成制度の充実により、専門性の高い職員の育成が図られるよう取り組んでいただきたい。

参考 職員の免許・資格保有状況（再任用職員を含む。）

① 自動車運転免許

免許の種類		給水車		取得数	特記事項
		4.87 t	7.86 t		
大 型		○	○	2 名	自費取得
中 型	限定なし（11 t まで）	○	○	4 名	
	8 t 未満限定	○	○	13 名	
準中型	限定なし（7.5 t まで）	○	×	0 名	
	5 t 未満限定	○	×	4 名	
普 通	3.5 t まで	×	×	4 名	

※ 保有車両：4.87 t × 1 台（MT 車）、7.86 t × 1 台（AT 車）

※ 給水車の重量は、注水時の総重量である。

② フォークリフト運転技能講習

免許の種類	取得数	特記事項
1 t 以上	1 名	自費取得
1 t 未満	5 名	うち自費取得 2 名

※ 企業団所有のフォークリフトは 1 台（0.9 t）である。

[現行の助成制度]

対象資格等	詳細・条件	助成金の額
中型自動車免許	普通自動車免許を有する者が中型自動車免許を取得する場合 ※ AT 車及び中型車 8t 未満の限定解除は対象外	指定自動車教習所における経費（入学金、教習料金等）及びその他諸経費（適正検査料、検定料、教科書代、写真代等）等の合計額の全額 ※ 補講に係る経費は全額自己負担
フォークリフトの運転の業務に係る特別教育	最大荷重 1t 未満のフォークリフトの運転の業務に関して、安全衛生特別教育規程に規定する特別教育を受ける場合	当該特別教育を行う教習機関における経費（受講料等）及びその他諸経費（検査料、教科書代、写真代等）等の合計額の全額

③ その他の資格等

資格・免許 ※ 自費取得

給水装置工事主任技術者、2級土木施工管理技士、2級電気工事士、2級建築士、2級ボイラー技士、危険物取扱者（丙）、排水設備工事責任技術者、大型特殊、小型車両系建設機械、高所作業車、ローラー

水道関係技能講習 ※ 研修として受講

配水管技能者（耐震継手・小口径）、配管継手講習（融着・NS形）、配管設計講習、緊急車両運転講習